

公益充実資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、当協会の公益充実資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「法律」という。）第14条及び法律施行規則第23条に規定する、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金とする。

(設置)

第3条 当協会は、公益充実資金を設けることができる。

2 公益充実資金を設けるときは、公益充実活動等ごとの内容並びに実施時期及び積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。）並びにその算定根拠について、理事会で承認を得なければならない。理事会承認後にその内容を変更又は中止する場合も同様とする。

(積立)

第4条 公益充実資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計に剰余が生じたときは、その全額または一部を公益充実資金に積み立てることができる。

(積立限度額)

第5条 事業年度の末日における公益充実資金の額は、積立限度額を超えることはできない。

2 第7条に定める取り崩しを行った場合には、公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動の所要額を除いて算出しなければならない。

(運用・管理)

第6条 公益充実資金の運用対象は金融機関への預貯金とし、運用益は公益目的事業に使用又は当該資金に積立てるものとする。

2 公益充実資金は、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

(取り崩し)

第7条 公益充実資金の目的の支出がなされた場合には、公益充実資金から当該支出の額を取り崩さなければならない。

2 正当な理由なく、公益充実資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合には、積立限度額から当該公益充実活動の所要額を取り崩さなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、当協会の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、公益充実資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(情報開示)

第8条 当協会は、法律施行規則第23条第1項第二号に定める公益充実資金に係る事項を公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(雑則)

第10条 この規程に引用する法律等の条番号等が、法律等の改正に伴い変更された場合は、適宜読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、2026年3月16日から施行する。

【別表A(5)－1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末				
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額	残高
講習会運営管理システムの取得	資産	2028	90,000,000 円	39,183,384 円
実技講習会場の取得	資産	2039	500,000,000 円	217,685,464 円
講習会運営管理システム稼働後の保守・管理	費用	2036	40,000,000 円	17,414,837 円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末					
前期末残高	取崩額(合計値)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
274,283,685 円	円	0 円	63,547,466 円	337,831,151 円	630,000,000 円
各資金の明細	実施時期(年度)※西暦	所要額	取崩額(個別)	備考	
講習会運営管理システムの取得	資産	2028	90,000,000 円	円	
実技講習会場の取得	資産	2039	500,000,000 円	円	
講習会運営管理システム稼働後の保守・管理	費用	2036	40,000,000 円	円	

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細	期首積立内訳(算定値)	残り必要額(算定値)	支出までの残存期間	活動毎積立基準額(算定値)	積立基準額(算定値)
講習会運営管理システムの取得	円	90,000,000 円	47 月	22,978,723 円	61,776,491 円
実技講習会場の取得	円	500,000,000 円	170 月	35,294,118 円	
講習会運営管理システム稼働後の保守・管理	円	40,000,000 円	137 月	3,503,650 円	

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除)
講習会運営管理システムの取得	円	
実技講習会場の取得	円	
講習会運営管理システム稼働後の保守・管理	4,034,760 円	
合計	4,034,760 円	0 円

【別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	講習会運営管理システムの取得
当該活動の内容	受講申込・受付等のシステムについて、受講生の利便性向上や業務効率化などを目的に、講習会システムを新規で取得する
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2011 年 4 月 ～ 2029 年 3 月 月数 (215 月)
所要額の算定方法	・システム開発費 69,135,000円(提案資料及び見積書より) ・端末及びネットワーク費 27,045,150円(提案資料及び見積書より) 上記合計金額 96,180,150円のうち、90,000,000円を積立限度額とする。

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	実技講習会場の取得
当該活動の内容	受講環境及び講習の質の向上などを目的に、実技講習の会場を自前で取得するための積立金
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2025 年 3 月 ～ 2039 年 6 月 月数 (171 月)
所要額の算定方法	・建屋建設費 505,200,000円(見積書より) 上記金額のうち、500,000,000円を積立限度額とする。

費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	講習会運営管理システム稼働後の保守・管理
当該活動の内容	講習会システムの新規取得に伴う、システム稼働後の保守管理に充当するための積立金
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2011 年 4 月 ～ 2036 年 9 月 月数 (305 月)
所要額の算定方法	・システム利用料 33,000,000円(月額275,000円×12か月×10年、月額は提案資料より) ・ネットワーク保守料 8,792,520円(月額 73,271円×12か月×10年、月額は見積書より) 上記合計金額 41,792,520円のうち、40,000,000円を積立限度額とする。